

第15号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
 - ※千葉事務所 開設のご案内
- 2 お知らせ
 - ※特集 所得税改正
- 3 Tax Information
 - ※特集 所得稅改正
- 4 豆知識
 - ※ドローンの耐用年数
- 5 税の便利帳
 - ※クレジットカード納付
- 6 Profile～社員スタッフ紹介
- 7 ぼやき

ご挨拶

残暑お見舞い申し上げます。



皆様 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

まず、この度の西日本の豪雨災害で被災された方々にお見舞い申し上げます。また、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

この度ようやくアークネット通信の再開が果たせました。今回の発行に至る間には、未だ解決の兆しが見えないモリ・カケ問題、官僚のセクハラ疑惑、公文書改竄問題等、日本人の心の裏側を露呈するような事件がありました。一方、昨年1月のトランプ氏のアメリカ大統領就任には多くの方が不安を抱きましたが、多少の強引さはあるにしても世界が大きな混乱に陥ることなく動いて来たことに安堵しました。特に、歴史上初という米朝首脳会談が実現したことは世界平和に新たな一歩を記した偉大な功績だと思います。

私たちはこの大切な一歩を決して無駄にすることなく、次の世代へ繋げて行く使命を果たすべく頑張っていこうと思います。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

お知らせ

税理士法人アークネット
第4の事務所が千葉に
誕生しました！

千葉事務所開設のご案内

2018年1月より、業務の拡大に伴い千葉事務所を新たに開設いたしました。

場所は幕張本郷駅から徒歩4分です。千葉県税理士会千葉西支部の支部長を務めたこともある経験豊富な雨宮幸雄税理士（私の義父にあたります）と連携し、お客様の要望に応じたきめ細かで最適なサービスを提供させていただきます。「お客様にとって何が最適か？」その解は、景気状況・税制・資金需要・従業員構成・外部の利害関係者など、様々な角度から検討する必要があります。さらにその解は必ずしも一つではありません。私どもは、導き出した解のいくつかを、リスク・恩恵、メリット・デメリットを丁寧にご説明しながら、お客様が一番納得できる解を選択するためのお手伝いをさせていただきます。

千葉事務所所長 清瀬 由

税理士法人アークネット 千葉事務所

所長 清瀬 由
スタッフ 高木 亜未

最寄駅

幕張本郷駅から徒歩4分



Tax Information

特集 所得税改正

所得税税制改正

今回は今年度以降に適用される所得税の改正に解説します。また、その中でも多くの方に関連する給与所得控除、基礎控除、配偶者控除等について取り上げていきたいと思ひます。

1. 改正の経緯

特定の企業や組織に属さずフリーランスで働く、子育てをしながら在宅で仕事を請け負う、高齢者が経験を生かして活躍するなどといった近年の多様な働き方を踏まえ、給与所得控除について見直しが行われ、一部を基礎控除に振り替える改正が行われています。

また、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内に給与収入を抑える傾向があると指摘されてきました（いわゆる「103万円の壁」）。就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりのため、配偶者控除等の見直しが行われています。

2. 給与所得控除の縮小

働き方改革を後押しする観点から、主要国並みの控除水準とするため、給与所得控除が全体的に縮小されています。

【改正前】

給与の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超	220万円

【改正後】

給与の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% +8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円 以下	収入金額×10% +110万円
850万円超	195万円

適用時期

所得税については平成32年1月1日以後、住民税については平成33年1月1日以後から適用されます。

3. 基礎控除の拡大

給与所得控除が縮小し、基礎控除への振替えが行われています。ただし、合計所得金額が2,400万円を超えた場合には、控除額が減少する改正となっています。

【改正前】

控除額：一律38万円

【改正後】

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

適用時期

平成32年分以後の所得税から適用されます。

4. 配偶者控除の改正等

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が**1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないことと**されました。（以下表中かっこ内の金額は住民税の控除額）

<配偶者控除>

【控除対象配偶者】

合計所得金額	控除額	
	改正前	改正後
900万円以下	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)
900万円超 950万円以下		26万円 (22万円)
950万円超 1,000万円以下		13万円 (11万円)
1,000万円超		0円 (0円)

【老人控除対象配偶者※】

合計所得金額	控除額	
	改正前	改正後
900万円以下	48万円 (38万円)	48万円 (38万円)
900万円超 950万円以下		32万円 (26万円)
950万円超 1,000万円以下		16万円 (13万円)
1,000万円超		0円 (0円)

※その年12月31日の年齢が70歳以上の配偶者

豆知識

<配偶者特別控除>

配偶者に 38 万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられます。これを配偶者特別控除といい、平成 30 年分以後の所得税計算においては以下の控除額となっています。(住民税については平成 31 年度以降。以下表中かっこ内の金額は住民税の控除額)

【控除額】

配偶者の 合計所得	世帯主の合計所得			
	900 万円 以下	950 万円 以下	1,000 万円 以下	1,000 万円超
123 万円超	0 (0)			0 (0)
123 万円以下	3 万円 (3 万円)	2 万円 (2 万円)	1 万円 (1 万円)	0 (0)
120 万円以下	6 万円 (6 万円)	4 万円 (4 万円)	2 万円 (2 万円)	
115 万円以下	11 万円 (11 万円)	8 万円 (8 万円)	4 万円 (4 万円)	
110 万円以下	16 万円 (16 万円)	11 万円 (11 万円)	6 万円 (6 万円)	
105 万円以下	21 万円 (21 万円)	14 万円 (14 万円)	7 万円 (7 万円)	
100 万円以下	26 万円 (26 万円)	18 万円 (18 万円)	9 万円 (9 万円)	
95 万円以下	31 万円 (31 万円)	21 万円 (21 万円)	11 万円 (11 万円)	
90 万円以下	36 万円 (33 万円)	24 万円 (22 万円)	18 万円 (18 万円)	
85 万円以下	38 万円 (33 万円)	26 万円 (22 万円)	13 万円 (11 万円)	

適用時期

平成 30 年分以後の所得税、平成 31 年度以降の住民税に適用されます。

公認会計士 坂本 健一

ドローンの耐用年数

近年、急速な普及をみせる「ドローン」。名前の語源は雄ミツバチ。プロペラの風を切る音が、蜂が飛ぶときの音に似ているからだそうです。

ドローンは、もともと軍用で開発されましたが、現在は農業や測量、空からの警備、物流など、多岐にわたって活用されています。

ドローンといえば、多くの人が先ず思い浮かべるのは空撮かもしれません。企業 PR、観光 PR、映画・ドラマ・CM など各メディアが利用する他、結婚式での撮影など個人利用も増えてきているようです。

利便をもたらす一方で、2015 年の首相官邸の屋上にドローンが落下していた事件をはじめ各地で墜落や接触事故が相次いでいます。そのためドローンの利用に対しては、法律による規制が強化されました。

利用の際は、国土交通省のガイドラインをもとに、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることが必要となっています。

さて、そのドローンを事業用で取得したとき、気になるのはその資産区分や耐用年数ですが、税法上は公に明らかにされたものがない、というのが現状です。

航空法の改正により、ドローンは「無人航空機」に該当することになりましたが、税法上では「航空機」には当たらず、「機械装置」か「器具備品」に該当することになるようです。

ドローンが持つ機能、構造そして使用用途によって資産区分を判断し、その各資産に応じた耐用年数が考えられることとなります。

(例えば、農薬散布用に使用されるドローンは、「機械装置」の「農業用設備」に該当し、耐用年数は 7 年)

様々な分野で普及が進むドローン、できれば明確な資産区分等の判断基準の公表が望まれますね。

高所得者は税率が高いため、配偶者控除の減少、基礎控除の段階的縮小による税負担は大きくなるでしょう。高所得者にとって新制度の所得税は実質的な増税となります。



税の便利帳

クレジットカード納付

近年、納税方法は多様化し平成 28 年度の税制改正よりクレジットカード納付を可能にする制度が創設されました。(平成 29 年 1 月 4 日施行)

クレジットカード納付のメリットとしては、カード会社次第で支払回数の選択が可能、インターネット(スマートフォンからの利用も可能)で納税が完結し 24 時間納付が可能であることなどが挙げられます。便利になる反面、納付税額に応じた手数料がかかる、分割払いによる延納の効果はあるが、カード会社への金利手数料が発生するなどのデメリットもございます。

上記をご検討のうえ、納付書による「現金払い」、はじめの手続きだけで毎年手間がかからない「振替納税」に加え新たな制度「クレジットカード納付」も納税の選択肢として加えてみてくださいね。

※「国税 クレジットカードお支払いサイト」
<https://kokuzei.noufu.jp/>

※「都税 クレジットカードお支払いサイト」
<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/>
 (各自治体に納付サイトがございます。)

※ほぼ全ての税目で利用可能ですが、一部対象外の税目があります。

※地方税については対応していない自治体もあります。

アーケネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アーケネット HP
<http://www.arknet.info>

Profile～社員スタッフ紹介



牧野 史明 (まきの ふみあき)
 静岡事務所所属

- ※ 1968 年 11 月生まれ
- ※ 静岡県出身
- ※ 東京経済大学経営学部卒
- ※ 1991 年東京国税局入局、税務署にて法人税調査に従事。大蔵省、財務省勤務を経て 2002 年名古屋国税局へ出向。
 2016 年 7 月より税理士法人アーケネットに勤務。
 2016 年 8 月税理士登録。
- ※ 得意分野：法人税・税務調査対応
- ※ 趣味：ゴルフ、ドライブ、お酒
- ※ 一言：日々初心を心掛け、自己研鑽に励んでまいります。

～～ぼやき～～

気温が体温を超える。これ日本? 2020 年のオリンピックは大丈夫だろうか、と心配になる。

今朝は全英オープンの最終日。全英史上初のイタリア人勝者が誕生した。ウッズの 10 年ぶりのメジャータイトル獲得やスピースの連覇など話題が豊富だったが、最初から最後まで静かにプレイを続けていたモリナリが勝利した。松山君が予選落ちしちゃったのはちょっと残念でした。

そういえば、暑さ対策で去年は朝 7 時には家を出て少しでも涼しく空いている時間に電車に乗っていたけど、今年はその時間でも 30℃を超えている。

7 月と 8 月は全部夏休み! みたいな感じにはならないか(笑)

文責：野呂伸一郎

ARKNET

税理士法人アーケネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

New! 千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 4B

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591